

随意契約をすることができる場合  
に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を定めることが困難又は不適当なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>ア 目的</p> <p>集客効果を高めたり、政策を分かりやすく周知したりするなど広報効果の高い広報物を制作するために、広報物については、外部の専門家によるデザイン指導・相談対応を実施することとする。</p> <p>これにより、県が制作する様々な広報物（チラシ類、看板類、物品・新聞・雑誌・地域情報誌・フリーペーパー・WEB等に掲載する広告、WEB上等に公開するデジタルメディア等）のデザイン・品質が統一され、県の施策が、県民に十分認識され、活用されることを目的とする。</p> <p>イ 事業内容</p> <p>県が作成するデザイン案に対して、次の指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報物に記載すべき事項に関すること</li> <li>・ キャッチコピー・タイトルに関すること</li> <li>・ レイアウト、ページ構成、色づかい、フォント種類、文字サイズ等に関すること</li> <li>・ その他、広報物の品質や訴求力を高めるためのデザインに関すること</li> </ul> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>集客効果を高めたり、政策を分かりやすく周知したりするなど訴求力の高い、効果的な広報物を制作するためには、事業内容、広報目的、施策のターゲットに応じたデザイン制作を指導するノウハウが必要であり、また、適切な広報物の形態等に関する知識が必要である。</p> <p>このため、単なる価格競争ではなく、デザイン指導力、県の政策目的を汲み取る企画調整力、専門知識を有する者による具体的な提案に基づき適格性を総合的に判断する必要がある。</p> <p>以上のことから、「公募型プロポーザル」により広く企画提案を募集し、優秀な提案を行った者を委託事業者として選定する随意契約を行うことが適当である。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明</p> <p>Kデザイン 小寺克彦氏は、令和8年3月23日に開催した「広報物制作サポート委託業務」プロポーザル評価会議により最優秀提案者（契約先候補者）に選定されたことによる。</p>